

(公印省略)

30 環保第 486-4 号  
平成 31 年 1 月 28 日

関係各位

久留米市長 大久保 勉  
(環境部環境保全課)

久留米市内で工事を行う場合の公害防止に関する届出等について（周知依頼）

日頃より、本市の公害防止行政の推進にご協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、久留米市内で建設工事や土木工事を行う場合、建設関係部局だけではなく当課にも法令（大気汚染防止法や騒音規制法など）に基づく届出を要する場合がありますが、届出を要することを知らない事業者の方もいらっしゃいます。


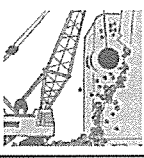
このような届出を要することや、任意の事前協議制度の周知のため、別紙「環境保全課で必要な主な手続き（建設工事）」をお送りいたしますので、関係者への周知にご協力いただきますようお願い申し上げます。

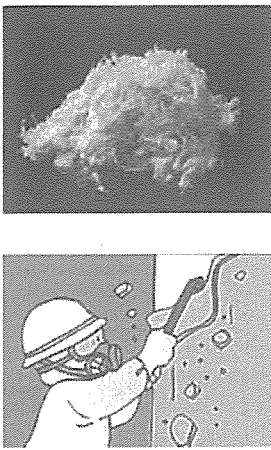
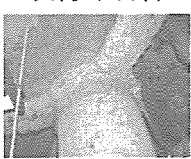

久留米市 環境部 環境保全課 公害・自然環境チーム 担当：橋本 TEL：0942-30-9043 FAX：0942-30-9715 E-mail：kanhozen@city.kurume.fukuoka.jp 所在地：〒830-0042 久留米市荘島町 375
--

## 環境保全課で必要な主な手続き(建設工事)

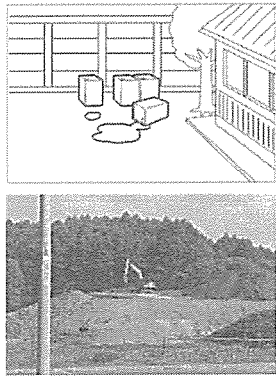
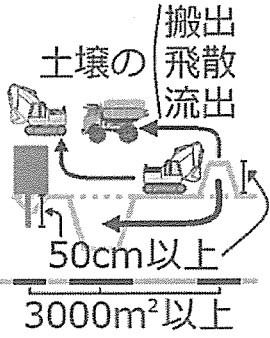
建設作業を行う際には、環境保全課へ届出が必要な場合がありますので、ご確認ください。なお、届出期限を記載していますが、届出内容に不備があった場合、再提出が求められます。その場合、提出日と届出期限の兼ね合いで工事着手等が遅れることとなりますのでご注意ください。

また、提出の際、担当者が不在の場合もあるため、事前に電話等で提出予定日時の連絡をお願いします。

届出名	特定建設作業実施届出書					
届出者	元請負人	届出期限	特定建設作業を行う7日前まで			
届出の対象		法で定める特定建設作業(建設作業の内、特に騒音・振動が発生する作業) 特定建設作業に用いる重機等(規模等の要件があるので詳細は久留米市HP参照)				
		騒音	くい打機 くい抜機 くい打くい抜機 	びよう打機 	さく岩機 	空気圧縮機 
			コンクリートプラント アスファルトプラント 	バックホウ 	トラクターショベル 	ブルドーザー 
		振動	くい打機 くい抜機 くい打くい抜機 	鋼球 	舗装版破碎機 	ブレーカー 
備考	特定建設作業について、使用する重機や実施期間等が確認されます。					
関連法令	騒音規制法第14条、振動規制法第14条					

届出名	特定粉じん(石綿)排出等作業の実施の届出書		
届出者	施主	届出期限	特定粉じん排出等作業を行う14日前まで
届出の対象		調査により、特定工事(特定建設材料が使用された建築物等を解体、改造、補修する作業)に該当すると判断された工事	
		特定建設材料 吹付け石綿 	石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材 
備考	調査の結果や作業の方法等が確認されます。		
関連法令	大気汚染防止法第18条の15		

届出名	公害防止事前協議申請書		
届出者	施主	届出期限	建築確認申請提出まで
届出の対象	久留米市内に建てられる全ての建築物(ただし、居住専用住宅、居住専用準住宅、事務所、倉庫、車庫・駐車場及び調理施設を有しない店舗を除く。)		
備考	環境関連法令に基づき、各種届出の必要の有無や、施工上の注意点が確認されます。		

届出名	一定の規模(3,000 m <sup>2</sup> )以上の土地の形質変更届出書		
届出者	施主	届出期限	形質変更の工事着手30日前まで
届出の対象		<p>一定規模(3,000 m<sup>2</sup>)以上の土地の形質の変更(掘削・盛土)であって、次に掲げる<u>少なくとも一つを満たす</u>行為</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 土壌を当該土地の形質の変更の対象となる土地の区域外へ搬出する</li> <li>● 土壌の飛散又は流出を伴う土地の形質の変更を行う</li> <li>● 土地の形質の変更に係る部分の深さが 50cm 以上である</li> </ul> <p>ただし、下記に該当する場合を除く</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 土地の形質の変更の内容が盛土のみである</li> <li>● 農業を営むために通常行われる行為</li> <li>● 林業の用に供する作業路網の整備</li> <li>● 鉱山関係の土地において行われる土地の形質の変更</li> </ul>	
備考	土壌汚染のおそれがあると認められた場合、土地の所有者等に調査・報告が求められます。		
関連法令	土壌汚染対策法第4条		

届出名	特定施設等各種届出書		
届出者	施設を使用する会社の代表者等	届出期限	廃止:事由発生後30日以内 設置、変更等:工事着手30日又は60日前まで (施設の種類により異なる)
届出の対象	法または条例で定める特定施設等(周辺の環境に特に大きな影響を与える施設)の廃止や設置、何らかの変更等		
備考	施設で用いる設備の仕様や作業時間、使用の方法、周辺影響対策等が確認されます。		
関連法令	大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法、振動規制法、ダイオキシン類対策特別措置法、福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例		

詳細は 久留米市 HP トップ><らしの情報>環境・ごみ・リサイクル>公害防止について  
 ご不明な点は下記の連絡先までお問い合わせください  
 〒830-0042 久留米市荘島町375番地 久留米市環境部環境保全課  
 (TEL: 0942-30-9043 / FAX: 0942-30-9715 / e-mail: kanhozen@city.kurume.fukuoka.jp)

